

創業や後継者の 新分野進出、 海外市場進出への 挑戦を応援します！

～創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）第3回公募のご案内～

1. 補助対象者及び補助対象経費

（1）補助対象者及び補助率

- | | |
|--|---------------------|
| ①これから起業・創業する場合 | 補助限度額：200万円（補助率2／3） |
| 地域のニーズに対応し、独創的な商品やサービスを新たに提供しようとする方のチャレンジを支援します。 | |
| ②第二創業の場合 | 補助限度額：500万円（補助率2／3） |
| 既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに、業態転換や新事業・新分野に進出する方を支援します。 | |
| ③海外市場の獲得を念頭とした創業 | 補助限度額：700万円（補助率2／3） |
| 日本国内において事業を興すことが要件です。 | |

- 「認定支援機関たる金融機関」または「金融機関と連携した認定支援機関」による事業計画の策定から実行までの継続的支援が確認されている必要があります。
- 事業資金を含め、まず身近な認定支援機関にご相談をお願いします。
- 資金計画で金融機関からの外部資金調達が十分に見込まれることが必要です。
外部資金調達先は、都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合等のほか、政府系金融機関となります。

※認定支援機関とは、地域の金融機関のほかに公的な支援機関、税理士、弁護士、中小企業診断士など国の認定を受けた機関です。

※認定支援機関については中小企業庁ホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp>）で確認できます。

（2）補助対象経費

- 創業及び販路開拓に必要な経費、人件費、店舗等借入費、設備費、マーケティング調査費、広報費等に対して上記補助限度額、補助率に基づき補助を行います。
- 「交付決定」以前に契約されたもの、支払われたものは、原則として補助対象経費にはなりません。
- なお、補助額が100万円に満たない場合は、補助対象外となります。

2. 公募期間

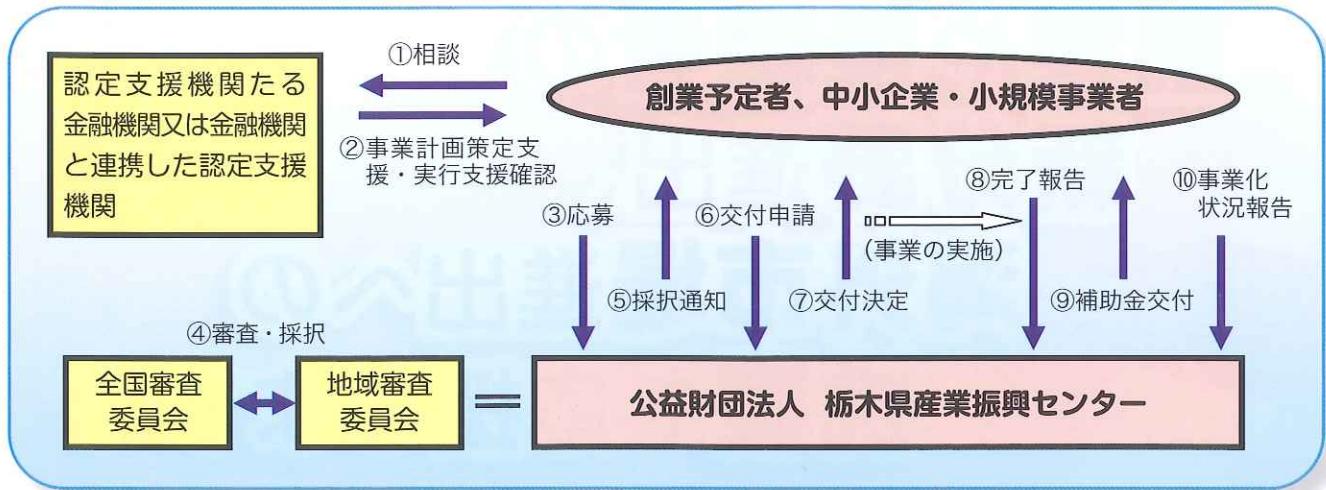
平成25年9月19日（木）～平成25年12月24日（火）

※平成25年10月21日（月）までの受付分は、先行して審査を行います。

※申請にあたっては栃木県産業振興センターホームページ（<http://www.tochigi-iin.or.jp>）からダウンロードしてご利用願います。

※応募にあたっては募集要項を十分にご確認ください。

3. 事業のスキーム図



4. 選考

選考は、資格要件及び事業内容等の審査により行います。

① 資格審査（全ての方）

主に「補助対象者」に適合しているかを審査します。

② 書面審査（資格審査を通過した方）

外部専門家である審査委員が事業計画書等の提出された書類をもとに、下記の着眼点に基づき、審査します。

③ 面接審査（「海外需要獲得型企業・創業」で応募し、書面審査を通過した方）

「海外需要獲得型企業・創業」で応募の場合、書面審査を通過した方の事業計画について、応募者ご本人及び応募者を支援する認定支援機関の方を対象に面接審査（プレゼンテーション）を実施します。

上記①～③の後、「地域審査委員会」、「全国審査委員会」を開催して採択者の決定を行います。審査結果については、採択の可否を書面で通知致します。

○審査の主な着眼点は、事業の独創性、実現可能性、収益性、継続性、資金調達の見込み、認定支援機関による支援の確実性です。

5. 説明会

創業補助金申請についての個別相談会を開催しています。<お気軽にご相談下さい>

<会場及び開催日>

県北会場：栃木県 塩谷庁舎	毎月第2火曜日	13～16時
県南会場：栃木県 下都賀庁舎	毎月第3火曜日	13～16時
両毛会場：栃木県 足利庁舎	毎月第4火曜日	13～16時
県央会場：栃木県産業振興センター	毎週水曜日	9～17時

※ 相談会は12月17日まで継続して実施予定です。

※ 事前に連絡を入れて頂きますと、スムーズな案内が可能です。

● ● ● ● ● 事業計画書提出先及びお問い合わせ先 ● ● ● ● ●

公益財団法人 栃木県産業振興センター 総合支援部 新事業支援課

E-mail sinji@tochigi-iin.or.jp

〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号 とちぎ産業創造プラザ内

TEL 028-670-2601 FAX 028-670-2611